



平成 27 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 日本ペイントホールディングス株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 田 堂 哲志

(コード番号：4612 東証第一部)

問 合 せ 先 総務部長 花岡 泰史

(TEL 06-6455-9141)

「コーポレート・ガバナンス方針」制定のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社グループにおける「コーポレート・ガバナンス方針」（以下「本方針」）を制定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 概要

(1) 制定の目的

当社は、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題であると認識し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営機構の構築と透明性の高い経営の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでおります。

この取組みをさらに継続し推進していくための基本方針として、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、枠組みおよび運営指針等を定めた本方針を制定いたしました。

(2) 構成

本方針は、以下の項目で構成しています。なお、本方針の別紙として「社外役員の独立性判断基準」も併せて制定し、開示しています。

第 1 章 総則

第 2 章 資本政策と株主・株主総会に関する考え方

第 3 章 コーポレート・ガバナンス体制

第 4 章 情報開示と対話

2. 開示先

本方針は、東京証券取引所へ提出する「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」と併せて、当社ホームページ（下記 URL）に掲載しております。

<http://www.nipponpaint-holdings.com/company/cg/>

以 上

コーポレート・ガバナンス方針

日本ペイントホールディングス株式会社

第1章 総 則

(目的)

第1条 日本ペイントホールディングス株式会社（以下「当社」という）は、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題であると認識し、日本ペイントホールディングスコーポレート・ガバナンス方針（以下「本方針」という）により、当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、枠組みおよび運営指針等を明らかにする。

(注) 本方針で「当社グループ」とは、当社およびその子会社から成る企業集団をいう。

(基本的な考え方)

第2条 当社は、「経営理念」および「経営ビジョン」の実践を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営機構の構築と透明性の高い経営の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に継続的に取り組む。

《経営理念》

当社グループは共存共栄を基本理念とし、社業を通じて社会公共の福祉に貢献する。

《経営ビジョン》

- ・我々は、塗料をコアに、優れたスペシャリティケミカル製品とサービスを提供し、お客様に満足と感動を届けます。
- ・我々は、世界各地域の文化と人々の価値観を尊重し、グローバルに成長します。
- ・我々は、果敢にチャレンジする人材が集まり、いきいきと働ける企業風土を追求します。

(行動指針)

第3条 当社は、取締役会において、「行動指針」を事業活動における役職員の行動規範として定め、役職員に常時携帯させるなど、「行動指針」の浸透・遵守をはかる。

《行動指針》

- ・信義誠実
「公正な倫理観」「高い責任感」「正しく合理的な判断」をもって社会の信頼に応える。
- ・顧客志向
グループの力を結集し、ベストソリューションの提供により顧客の信頼に応える。
- ・進取の気性
先見性と柔軟な発想で、新しい価値を創造する。
- ・積極果敢
高い目標を掲げ、常に世界最高レベルの実現に向けて挑戦する。
- ・親和協力
個々の多様性を認めあい、「対話」と「協働」を通じて自由闊達な企業風土をつくりだす。

(コーポレート・ガバナンスにおける持株会社の役割)

第4条 当社は、持株会社として、当社グループ全体の健全かつ適切な運営を確保するため、子会社の経営管理を行い、当社グループ全体の企業価値の向上をはかる。

(ステークホルダーとの関係)

第5条 当社は、国内外の顧客・取引先・地域社会・従業員・株主などステークホルダーとの信頼関係を基盤に経営ビジョンの実現をはかり、企業市民としての社会的責任を果たすべく、コンプライアンス、レスポンシブル・ケア、社会貢献の各分野でCSR活動をすすめ、これらのステークホルダーとの適切な対話の機会を設け、当社の事業への理解をはかる。

(サステナビリティ)

第6条 当社が定めるレスポンシブル・ケア方針に基づき、マネジメントシステムの改善活動を実施し、サステナビリティに関する課題に対応する。また、レスポンシブル・ケア委員会にて目標を立案し、社長をトップとするCSR委員会への提案、承認を経て全社目標を設定し、マネジメントシステムの運用により、継続的な改善をはかる。

(多様性の確保)

第7条 当社は、継続的な企業価値の創出ならびにポートフォリオ経営の実践には企業基盤の強化とその根幹となる人材育成が最重要であると認識し、国籍・性別・年齢を問わず、適材適所で優秀な人材の登用をはかる。

第2章 資本政策と株主・株主総会に関する考え方

(経営計画)

第8条 当社は、中期経営計画を策定し、主な事業の戦略と収益計画を当社ホームページに開示するとともに、その進捗ならびに達成状況を株主・投資家に説明する。

(資本政策)

- 第9条 当社は、継続的に企業価値を高めるために持続的な成長が必要と考え、成長投資と株主資本の適正水準を維持することを基本方針とする。
2. 当社は、株主資本の有効活用と、安定的に成長投資資金を調達できる強固な財務基盤の確保の両立をめざすものとする。そのために、借入限度等の財務健全性を維持する基準を設定し、中長期的に持続可能な株主還元の拡充を行うことにより、資本効率の向上をはかる。
 3. 資本効率性に関しては、当社財務環境や市場動向を見定めつつ適切な指標を選定し、株主・投資家に理解しやすく説明する。

(株式の政策保有の方針、政策保有株式に係る議決権行使に関する考え方)

第 10 条 当社は、取引先との関係の維持強化等、事業活動上の必要性および発行会社の動向等を勘案し、合理性があると認める場合に上場株式を政策的に保有する。この方針に基づき、定期的に取り締役会において合理性を確認し、保有継続の可否判断を行う。

2. 当社は、議決権の行使に当たっては、前項の方針を踏まえ、政策保有の相手先企業の中長期的な企業価値向上の観点、当社グループへの影響等を総合的に判断し議決権を行使する。

(株主総会、議決権等)

第 11 条 当社は、株主が議案を十分検討した上で株主総会へ出席できること、事前の議決権行使ができること等を目的とし、株主総会関連日程を適切に設定する。

また、招集通知発送前の TDnet および当社ホームページへの掲載、英文情報の提供、議決権電子行使プラットフォームの利用等、議決権行使に係る環境を適切に整備する。

2. 当社は、株主総会終了後、反対率が 20%以上となった議案があった場合、反対票が多くなった原因と課題を取り締役会で分析することで株主の意思をできるだけ取締役会にフィードバックし、その後の対応を検討する。
3. 当社は、少数株主、外国人株主など、ともすれば権利行使が困難な株主の意向を尊重し、株主名簿などの閲覧請求、株主総会における株主提案など会社法にて少数株主にも認められている権利の行使を妨げない。
4. 当社は、株主総会における議決権を株主名簿上に記載されている者が有していると判断するが、信託銀行等の名義で株式を保有する実質株主から出席希望があった場合、合理的な範囲で本人確認等を行った上で株主総会の出席（オブザーバーを含む）を認める。

(買収防衛策等)

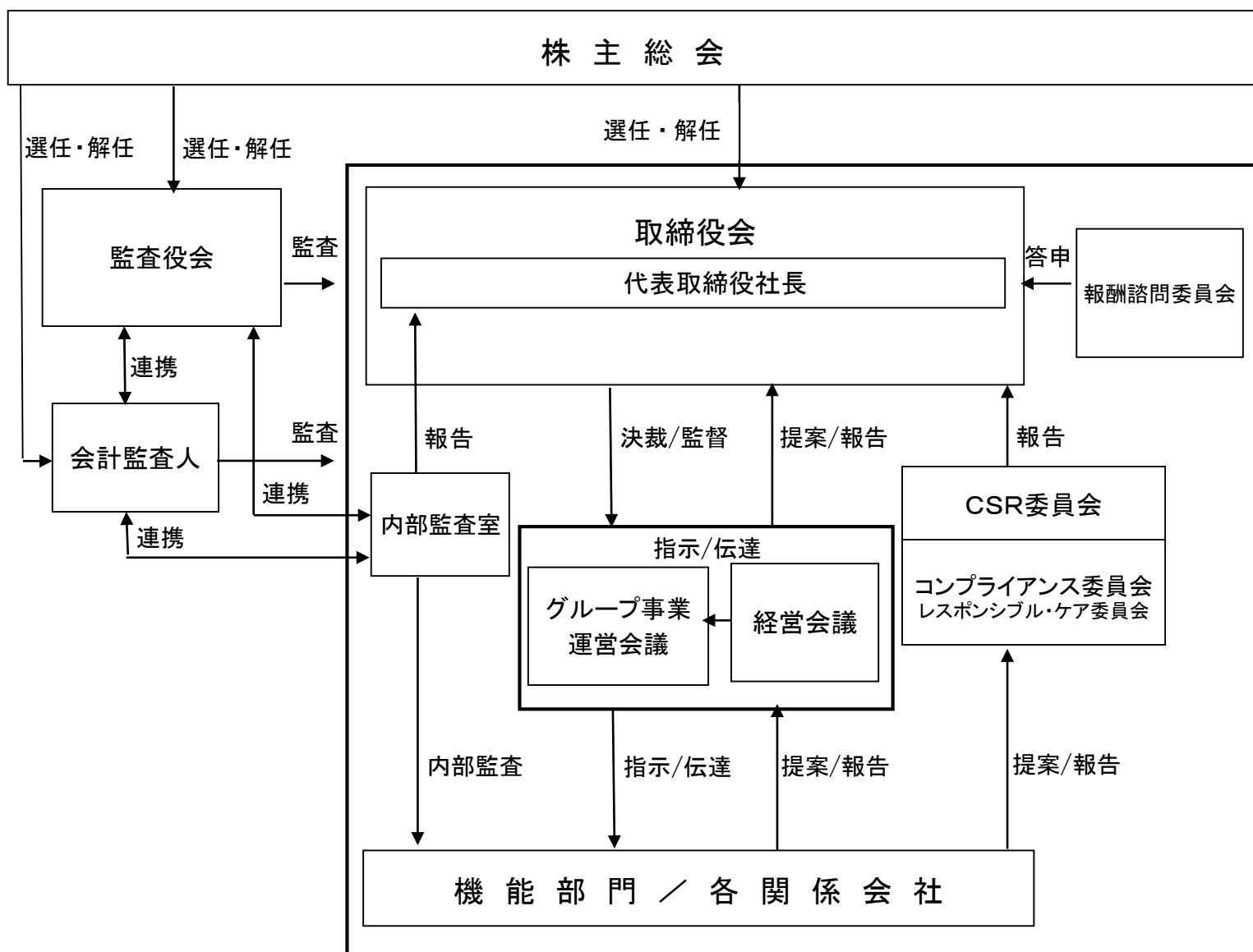
第 12 条 当社は、買収防衛策の導入、更新（有効期間 3 年）および運用において、その必要性、合理性を常に検討し、取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除するための適正な手続を確保するとともに、株主には買収防衛策の目的が取締役会の保身ではなく、株主共同の利益の確保・向上であることなど十分な説明を行う。

2. 当社は、既存株主の利益を不当に害することのないよう、大規模な希釈化をもたらす資本政策等については、必要性、合理性を慎重に判断して決定する。

第3章 コーポレート・ガバナンス体制

（取締役および監査役の体制）

第13条 当社は、監査役設置会社を選択し、執行役員制度を導入している。コーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりとする。



（取締役会議長の役割）

第14条 取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会を効果的かつ効率的に運営するとともに、リーダーシップを発揮し、取締役会による適正かつ積極果敢な意思決定の確保に努める。

（任意の諮問機関）

第15条 当社は、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を含めた取締役数名からなる任意の諮問委員会を必要に応じて設置する。

2. 報酬諮問委員会は、取締役会の諮問を受けて、取締役・執行役員の報酬等について審議を行い、その結果を取締役に答申する。

(取締役会の役割・責務)

- 第 16 条 取締役会は、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーからの受託者責任を認識し、適切な権限行使を行い、持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に責任を負う。
2. 取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。
 3. 当社は、取締役会による意思決定が必要な項目を取締役会規則に定める。取締役会決議事項には、次の特に重要な項目を含む。
 - ・ 中長期および短期経営計画
 - ・ 新規事業計画
 - ・ 経営陣の選任と取締役・監査役候補者の指名およびその他重要な人事に関すること。
 - ・ 大型の設備投資や事業の取得・譲渡、会社分割などの契約、資金の調達および運用に関すること。
 - ・ 当社グループのコーポレート・ガバナンス方針の制定・改正、内部統制の運用状況の監督および利益相反取引の監督に関すること。
 4. 当社は、経営計画の遂行、取締役会の決議を要しない事項、日々の経営に関する業務執行の決定を執行役員に委任する。

(関連当事者との取引に関する考え方)

- 第 17 条 当社は、会社と主要株主との重要な取引、会社と取締役との競業取引、自己取引および利益相反取引など関連当事者間の取引について、会社法および会計基準に基づく対象範囲に関し、一定以上の取引額となる重要な取引を取締役会に報告し、「株主総会招集通知」および「有価証券報告書」で開示する。
2. 関連当事者間取引を行う際は、当該取引が当社や株主共同の利益を害することがないように、取引条件や利益・コストの水準等、当該取引を行うための合理性等を総合的に判断し、取締役会の承認を得る。

(取締役会の構成)

- 第 18 条 当社の取締役会の員数は定款上で 10 名以内とする。業務執行を行う取締役、独立社外取締役、非業務執行取締役で構成し、国内外、グループ内外からの出身者を選任対象とする。また、取締役会のさらなる活性化、企業価値・株主価値の向上をはかるために、当社取締役会が定めた「社外役員の独立性判断基準」(別紙)を満たす独立社外取締役を選任する。

(取締役・監査役の指名決定の方針・手続)

- 第 19 条 取締役会は、取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、取締役・監査役としてふさわしい多様な経験、高い見識、高度な専門性等を有する人物を国内外、グループ内外から指名する方針とする。この方針に基づき、独立社外取締役および独立社外監査役の出席する取締役会において審議し指名する手続とする。

(代表取締役社長の選定)

- 第 20 条 取締役会は、後継者計画に従い、原則として代表取締役社長の提案を受け、経営ビジョンを実現できる人物を独立社外取締役および独立社外監査役の出席する取締役会にて審議の上、最高経営責任者たる代表取締役社長として選定する。

(代表取締役社長の後継者計画)

第 21 条 取締役会は、後継者計画を定め、選抜制による経営人材育成制度、グループ会社経営者等の重要執行任務への抜擢等を通じて、後継者計画に基づき適切に監督を行う。

(独立社外役員の独立性判断基準および資質)

第 22 条 社外取締役および社外監査役は、当社取締役会が定めた「社外役員の独立性判断基準」(別紙)に基づき選任を行う。

(取締役会の実効性向上のための取組み)

第 23 条 取締役会は、取締役会の実効性向上のために以下の取組みを行う。

1. 会議運営、取締役会の議題の設定等、支援体制

- ・ 当社は、毎月開催の取締役会において充実した議論が行われるよう、取締役および監査役に対し取締役会の議題および議案に関する資料を事前に配布するとともに、社外取締役および社外監査役には必要に応じて事前説明を行うなど、発言しやすい環境整備に努める。
- ・ 当社は、事業年度の開始前に取締役会開催予定日をあらかじめ定め、取締役および監査役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確保する。
- ・ 取締役および監査役は、その職務の執行に必要な情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、情報を求められた部門は、要請に基づき適宜提供する。
- ・ 取締役および監査役の職務の執行に必要と認められる予算を確保する。

2. 他の上場会社の役員との兼任

社外役員は、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合、当社の職務に必要な時間・労力を確保できる合理的な範囲に限るものとし、他社から新たに役員就任の要請を受けたときは、その旨を取締役に通知する。

また、社外役員の他の上場会社の役員を含めた重要な兼任の状況は、「株主総会招集通知」、「有価証券報告書」を通じ、毎年開示する。

(取締役会の評価)

第 24 条 当社は、毎年、定期的に取り締役会の実効性について分析・評価を実施し、取締役会が具体的な課題を認識し、その改善をはかることで、コーポレート・ガバナンスの実効性を高める。また、分析・評価の結果の概要をコーポレート・ガバナンス報告書で開示する。

(監査役会の構成)

第 25 条 監査役会は、定款上で 5 名以内の適切な人数で構成する。財務・会計およびコンプライアンス・リスクマネジメントに関する高い専門性を有する公認会計士や弁護士等の人材を選任し、特定の分野に偏りのないようバランスを考慮した構成とする。また、そのうち過半数は当社取締役会が定めた「社外役員の独立性判断基準」(別紙)を満たす独立社外監査役とする。

(監査の実効性と社外取締役・内部監査部門・会計監査人との連携)

第 26 条 監査役および監査役会は、業務監査・会計監査・取締役会等への出席を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する意見や助言を積極的に行う。

2. 監査役会は、関係部門と連携し、監査日程や監査体制の確保に努め、外部会計監査人の適正な監査の確保に努める。また、取締役会は、監査日程の確保に配慮する。

3. 監査の有効性と実効性を向上するため、次の各号を実施する。
 - ・監査役、会計監査人、内部監査室員が出席する「三様監査会議」、「会計監査人と監査役との協議会」を定期的に行い、各々の監査計画や監査結果、監査を通じて認識した問題点等について情報共有と意見交換を行う。
 - ・会計監査人は、年1回、当社の代表取締役社長と財務管掌取締役と面談を行い、その概要を「三様監査会議」で報告する。
 - ・社外監査役は、各々の専門的な経験・知見に基づき、常勤監査役は、豊富な社内経験および社内情報に基づき、情報共有と意見交換を行う。また、代表取締役と監査役が出席する会議を年4回、定期的に行い、職務を執行するに十分な情報収集と意見交換を行う。
4. 独立社外取締役は、必要があるときは、監査役会の承認に基づき、「三様監査会議」への出席や監査役会へのオブザーバー出席をすることができる。
5. 監査役会は、「監査役監査基準」および「会計監査人と監査役との協議会運営基準」において、会計監査人から取締役の職務執行に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告等を受けた場合の対応を定める。

（外部会計監査人の評価と選任）

- 第27条 監査役会は、「会計監査人の適性評価基準」を制定し、当該基準の中で外部会計監査人の独立性および専門性についての基準を定める。
2. 監査役会は、前項の基準に基づき、外部会計監査人を評価し、選解任の要否を判断する。
 3. 監査役会は、外部会計監査人の選任が必要となった場合、第1項の基準に基づき、外部会計監査人候補者を評価し、選任の適否を判断する。

（取締役の報酬の決定方法と内訳）

- 第28条 当社は、取締役会の諮問機関として社外役員と他の取締役数名からなる報酬諮問委員会を設置し、取締役・執行役員の報酬等について審議を行い、その答申に基づいて取締役会で決定する。
2. 当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、職責給・業績連動給・長期インセンティブ給によって構成する。なお、社外取締役の報酬は、職責給のみとする。
 3. 職責給は、役割・責務に応じて役位ごとに定められた固定給を支給し、業績連動給は、連結業績および各所管部門または各事業会社の業績によって変動する。また、長期インセンティブ給は、株式報酬型ストックオプションを採用し、役位ごとに設定された価額に基づき付与する。
 4. 具体的な職責給・業績連動給・長期インセンティブ給のバランスなど報酬制度の運用状況の概要は、「有価証券報告書」等により開示する。

（取締役および監査役に対するトレーニングの方針）

- 第29条 当社は、新任の社外取締役、社外監査役に対して、就任時に会社の組織、事業、業態等を習得するための研修を実施する。また、すべての取締役および監査役に向けて必要な法知識やコーポレート・ガバナンス等に関する研修を毎年継続して実施する。

（内部通報）

- 第30条 当社は、内部通報窓口を社内と社外（法律事務所）に設け、当社グループの役職員が当社グループにおけるコンプライアンス違反行為ならびにその可能性を発見した場合に、不利益を受けることなく通報できる体制を確保する。

2. 当社グループの役職員は、法令等の違反行為や重大な事故の発生など、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合、速やかに当社の監査役に対して報告を行う。
3. 当社は、取締役会の委任を受けたコンプライアンス委員会が内部通報体制の運用状況について確認を実施し、必要に応じて取締役会に報告する。

第4章 情報開示と対話

（情報開示）

- 第31条 当社は、情報開示について、当社ホームページに掲載する「ディスクロージャーポリシー」に従い、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーに、当社の経営理念・経営戦略・事業活動等を理解いただき、適正な企業価値評価および信頼を得るために透明性・公平性・継続性を基本に迅速な情報提供に努める。
2. 当社は、金融商品取引所が定める適時開示規則に従い、TDnetによる適時開示を行うとともに、当該情報は、当社ホームページにおいても速やかに開示する。また、すべてのステークホルダーに当社を理解いただくために有用と判断する情報についても積極的に開示する。
 3. 当社は、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算発表までの一定期間を「沈黙期間」とし、決算に関する質問・コメントへの回答を差し控える。
 4. 当社は、公平性の観点から、英語での情報開示に努める。

（株主との対話の基本方針）

- 第32条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、代表取締役をはじめとする経営陣によるインベスター・リレーションズ活動およびシェアホルダー・リレーションズ活動を推進する。また、建設的な対話のため、株主構造の把握に努める。対話に際しては、インサイダー情報の漏洩に細心の注意を払う。
2. 当社は、対話を統括する役員を指定し、当該役員は、対話を支援する部門間での有機的な連携を確保する。また、取締役会に対し、対話において把握された株主の意見を定期的にフィードバックし、示唆に富む指摘を経営に反映する。

附 則

（定期的な見直しと改正）

- 第1条 本方針の内容は、定期的に見直しを行い、取締役会の決議により改正される。ただし、軽微な改正は総務部担当の業務執行役員が行うことができる。

（例外措置）

- 第2条 本方針と異なる例外的措置を講じる場合は、取締役会による決議および監査役会の同意を得るものとする。

平成27年11月20日制定

以 上

《社外役員の独立性判断基準》

1. 当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」と総称する）または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目に定める要件を満たすと判断される場合に、当社に対し十分な独立性を有していると判断する。

（１） 本人が、当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注１）または出身者（注２）でないこと。

（２） 本人が、現在または過去３年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。

- ① 当社の大株主（注３）またはその業務執行者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（注４）またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（注５）またはその業務執行者
- ④ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑤ 当社グループから、役員報酬以外に多額（注６）の金銭等を得ている者
- ⑥ 当社グループから、多額（注６）の寄付または助成を受けている団体の業務を執行する者

（３） 本人が、上記（１）（２）の各項目に該当する者の配偶者または２親等以内の親族でないこと。

2. 独立役員は、本基準に定める独立性を退任するまで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、すみやかに当社に通知するものとする。

（注）

- 1. 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行を行う取締役、執行役、執行役員ならびにそれらに準ずる者をいう。
- 2. 出身者とは、過去 10 年間、業務執行者であった者をいう。
- 3. 大株主とは、総議決権の 10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
- 4. 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の 2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
- 5. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の 2%以上の額の支払いを当社グループに行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の 2%以上の額を当社に融資している者をいう。
- 6. 多額とは、当社の過去 3 事業年度の平均で年間 1 千万円を超える金額をいう。